申 請 者 向 け 資 料
令和３年 12 月６日時点

地域企業経営支援金（令和３年度予算事業）募集要項

本募集要項は、岩手県内の商工団体（商工会議所・商工会）が行う地域企業経営支援金支給事業に申請する方に対する募集要項になります。

申請に当たっては、本要項を御覧いただき、記載内容を御理解いただいた上で、申請手続きを適切に行っていただくようお願いします。

申請に当たっての注意点

1　本支援金は６月 30 日で申請受付を終了した、令和２年 11 月から令和３年３月までの期間を対象として実施した地域企業経営支援金支給事業（令和２年度予算事業）とは異なる事業です。
　令和２年度予算事業に申請した方も本募集要項を最後まで御確認の上、申請ください。

2　認証取得事業者支援事業（10 万円支給）については別途定めます（巻末の概要を御覧下さい）。

3　岩手県が令和３年８月 12 日に発出した「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」による人流等への影響を踏まえ、令和３年９月 13 日より運用を一部変更（上限額の引上げ）しています。変更箇所については、14 ページ及び 18 ページを御確認ください。

4　新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の取扱いについては 20 ページを必ず確認してください。

5　支援金はできる限り早急な支給となるよう努めておりますが、申請の受付状況等によっては時間を要する場合があります（不備等が無い場合、申請受付から概ね１か月程度要するもの）。また、支給時期についての個別のお問合せについてはお答えできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

6　支援金の算定となる**対象期間**を「令和３年４月～令和４年３月」から、**「令和３年４月～同年 10 月」に変更**しました。併せて、**申請受付期間**を令和４年３月 31 日から**令和４年１月 14 日（金）に変更**しました。

お問合せ先

本支援金や本募集要項に関するお問合せについては下記の事務局までお問合せ下さい。

地域企業経営支援金事務局

電話番号：**019―654―2390**　（平日９：30～17：00（祝日除く））

目　次

1　目的 3
2　支給対象者 3
（１）対象業種（卸売業・飲食業・小売業・サービス業）を営んでいること 3
（２）岩手県内で事業を行っていること 3
【対象業種一覧表】 4
（３）中小企業者であること 5
（４）売上減少要件 6
（５）その他要件 11
3　申請額（支援金の額）の算定 12
（１）売上減少額の算定 12
（２）対象店舗・事務所の確認（店舗の定義） 12
【店舗の要件】 13
（３）申請限度額の確認 14
（４）申請額の算定 15
（５）新規創業者等の特例①（前年同期間の売上が存在しない場合） 16
（６）新規創業者等の特例②（今期創業で営業期間が６か月に満たない場合） 17
（７）本支援金の変更申請を行う場合 18
（８）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の取扱いについて 20
4　申請手続き 21
（１）手続きの流れ 21
（２）申請書類 21
（３）申請受付期間 21
（４）提出方法 21
（５）留意事項 21
【申請書類（提出書類）】 22
【変更申請時の提出書類】 25
5　その他留意事項 26
（１）会計処理 26
（２）支給決定の取り消し 26
（３）立入検査 26
6　御相談窓口 26
（参考）　申請書類について 27
（参考）　よくあるお問合せ（FAQ） 32
（参考）　認証取得事業者支援事業について（概要） 34
（参考）　新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について（概要） 35

1　目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者が引き続き感染症対策に取り組めるよう、減収幅に応じて感染症対策等に係る経費を支援し、更なる感染対策の実施を図っていただくことを目的に支援金を支給するもの。

2　支給対象者

申請できるのは、**次の（1）～（5）に全て該当する方**とします。

（1）対象業種（卸売業・飲食業・小売業・サービス業）を営んでいること

○　**対象業種一覧表（4ページ参照）に該当**する業種を営む事業者を対象とします。

○　対象業種一覧表に記載のない業種を主たる業種として営んでいる場合は原則対象となりません。

※　ただし、主たる業種以外で対象業種を継続的に営んでいる事業の実態（取引台帳、許認可証等（写真・HP のみは不可））が確認できる場合には対象となる場合があります。

（例）主たる業種は製造業だが、小売業を営む店舗がある場合、など

※　無店舗で事業を行っている場合には、開業届や履歴事項全部証明書の目的欄で事業内容を確認する場合があります。

（2）岩手県内で事業を行っていること

○　**岩手県内で店舗・事務所を有し、事業を行っている事業者**を対象とします。

※　店舗・事務所の考え方については、12 ページ及び 13 ページを御確認ください。

○　対象となる**店舗・事務所が所在する区域の商工会議所・商工会（以下「商工団体」という）**に申請を行ってください。

※　無店舗で営業されている方は法人設立届出書や開業届に記載のある主たる事務所の所在する商工団体へ申請してください。

○　**複数の市町村にまたがって店舗が所在している場合**は、**主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体に一括で申請**してください。

※　店舗ごとに異なる商工団体に申請することはできません。

原則、申請は 1 事業者 1 回のみとなります。（複数の店舗を分けて申請することはできません）

ただし、既に本支援金の支給を受けている方で「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和 3 年 8 月 12 日発出）」の期間（以下、「緊急事態宣言期間」という）を含めて再計算を行う場合、一度に限り変更申請が可能です（詳細については 18、19 ページを御確認ください）。

○　本社の所在地が県外であっても、対象業種を営む店舗・事務所が岩手県内にあれば申請できます。

※　無店舗事業者等は、岩手県内に主たる事務所等（法人設立届出書や開業届に記載のある住所等）がある場合に対象となります。

○　常設の施設を持たない業態の場合は、原則、週 1 回以上営業を行っていることを要件とします。

※　複数出店（営業）している場合でも、申告上の事業所在地 1 か所のみを事務所としてカウントします。

【対象業種一覧表】

大分類	中分類
G（情報通信業）の一部	38　放送業 39　情報サービス業 40　インターネット付随サービス 41　映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）の一部	43　道路旅客運送業 ただし、小分類 431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44　道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）	50　各種商品卸売業　51　繊維・衣服等卸売業 52　飲食料品卸売業　53　建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54　機械器具卸売業　55　その他の卸売業 56　各種商品小売業　57　織物・衣服・身の回り品小売業 58　飲食料品小売業　59　機械器具小売業 60　その他の小売業　61　無店舗小売業
J（金融業・保険業）の一部	64　貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65　金融商品取引業、商品先物取引業 67　保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68　不動産取引業 69　不動産賃貸業・管理業 70　物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71　学術・開発研究機関 72　専門サービス業（他に分類されないもの） 73　広告業 74　技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75　宿泊業 76　飲食店 77　持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	78　洗濯・理容・美容・浴場業 79　その他の生活関連サービス業 80　娯楽業
O（教育、学習支援業）	81　学校教育 82　その他の教育，学習支援業
P（医療、福祉）	83　医療業 84　保健衛生 85　社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業）の一部	88　廃棄物処理業 89　自動車整備業 90　機械等修理業 91　職業紹介・労働者派遣業 92　その他の事業サービス業 95　その他のサービス業

※　総務省「日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日告示第 175 号（平成 25 年 10 月改定））」に基づく分類となります。

〇個人事業主の不動産賃貸業に関する取扱い

個人事業主が不動産賃貸業として申請を行う場合は、「事業」として行っていることを要件とします。その場合には、不動産所得用の青色申告決算書・（白色）収支内訳書が必要になります。

※　不動産賃貸業であっても、物件の全てが同一代表者間による貸付（個人→法人／法人→個人）の場合は対象となりません。

※　個人事業で他の業種と並行して不動産賃貸業を行っていても、本支援金の申請業種に含めない場合には、比較する売上には不動産収入を含めません。

<参考>国税庁 HP（事業に当たる場合の規模）

建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則、事業として行われているものと判断します。

（1）貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね 10 室以上であること。

（2）独立家屋の貸付けについては、おおむね 5 棟以上であること。

※　必ずしも上記を満たしていなければならないわけではありません。

（３）中小企業者であること

申請者は（１）及び（２）を満たす中小企業者であることを要件とします。

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する会社及び個人（ただし宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和 38 年政令第 334 号）の旅館業の規定による）をいいます（下記表のとおり）。

【中小企業要件表】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業、飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
宿泊業	5,000 万円以下	200 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下
※運輸業・製造業・建設業・その他	３億円以下	300 人以下

※　上表は対象業種を示すものではありません。

※　運輸業・製造業・建設業等、対象業種以外を主たる業種として事業を行っている場合には、（１）の対象業種に該当する店舗・事務所を有することが必要です。その場合、中小企業に該当するかどうかは「主たる業種」で判断します。

（例：主たる業種は建設業だが、飲食店も営んでいる　→　建設業の基準で判定）

※　**上表は支援対象業種を示すものではありません。**対象業種については対象業種一覧表（4 ページ）を御確認ください。

※　その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当する場合、申請することができますが、対象業種に該当する事業を営んでいることが必要です。また、出資金等が無い団体の場合には、従業員数で中小企業要件を判断します。

（例：**特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人**　等）

※　以下のいずれかに該当する出資構成の場合は対象外とします。

（いわゆる「みなし大企業」は対象外）

（1）発行済み株式の総額又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している事業者

（2）発行済み株式の総額又は出資価額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している事業者

（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占める事業者

（４）売上減少要件

○　**令和３年４月から同年 10 月の期間の売上（今季売上）**について、次のいずれかに該当していること。

①　**いずれか一月の売上が前々年同月（令和１年）と比較して 50%以上減少している方**

②　**いずれかの連続する３か月の売上の合計が前々年同期と比較して 30%以上減少している方**

※　売上減少要件の判断に使用する売上は、**事業者全体の売上（申請対象となる店舗以外の売上も含む）で比較**します。

なお、農業・林業・漁業の売上については除いた額で算定します。

また、個人事業主においては、他の業種と並行して不動産賃貸業を行っていても、申請の業種に含めない場合は、売上の中に不動産収入を含めないで計算してください。ただし、個人事業主であっても不動産関連業で本支援金を申請する場合又は法人が本支援金を申請する場合は不動産所得を加えて算定します。

※　売上減少要件の算定で用いるのは、**補助金等の収入及び給与所得を除いた「売上（収入）金額」**とします。

※　事業収入の全てが同一企業との業務委託契約等による売上である場合は、本支援金の対象になりません。

※　創業等で申請受付開始時点において前々年同期の売上が存在しない場合、開業から売上を比較する対象期間の直近までの期間の売上の合計を用いることができることとします（具体例は 10 ページの「新規創業者等の特例」を参照ください）。

※　①の要件で売上減少要件を満たしていても、支援金額の算定にあたり、減少額が無い（３か月の売上合計が比較年より多い）場合には申請できません。減少額については７ページ以降を御確認ください。

※　原則、前々年同月（令和１年）との比較としますが、申請者の都合により前年同月（令和２年）を用いることも可能とします（特段の追加資料の提出不要）。その場合、売上の比較等の比較期間「前々年」は「前年」と読み替えます。

※　協同組合等において、組合員のみを対象とした事業については対象の売上としません。

※　緊急事態宣言期間の売上を含む対象期間で変更申請を行う場合でも、上記の要件となります。

※　休業期間の売上を今期分の売上に含めることは可能ですが、申請については事業再開後からの受付となります。

【参　考】売上減少要件確認の例について

○　**原則的な例**

令和３年４月から同年 10 月の期間と令和１年度の同期間（４月から 10 月）を比較し、いずれか一月が 50%以上減少※又は３か月間の売上合計が 30%以上減少していること。

※　ただし、単月で 50%以上減少の場合、３か月の合計額も比較期間の合計より減少していること。

（対象期間と前々年同期との対比の仕方）

■４～６月を対象期間に選択した場合

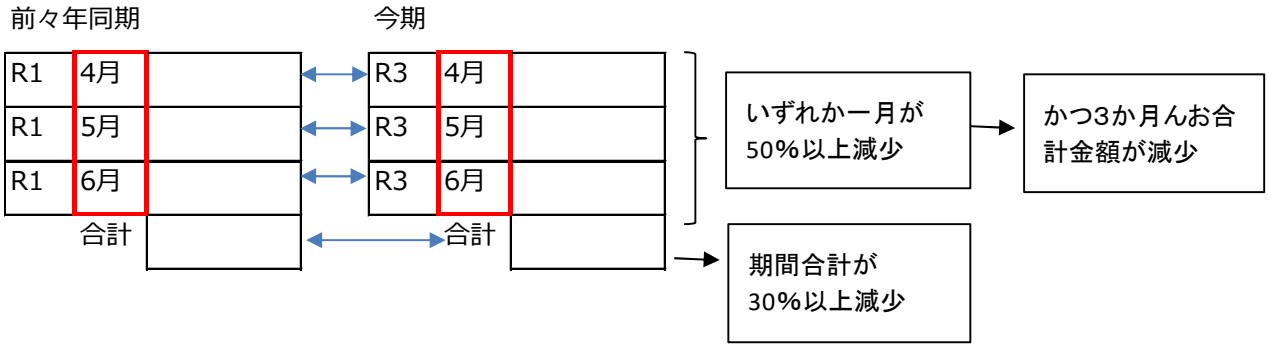

※　平成 31 年４月は、便宜上、令和１年４月と記載しております。

※　比較する３か月は連続する３か月で同じ月を選択してください。

（新規創業者等の特例の場合を除く）

（例）「○」４月、５月、６月⇒連続する３か月

「×」４月、８月、９月⇒連続していないため選択不可

※　対象期間が複数年（確定申告に属する期間）をまたぐ場合は、それに応じて複数年（確定申告に属する期間）の申告書類等の提出が必要になります。

（参考）

■①50%要件の例

前々年同期			今期			減少率	要件
R1	4月	124,500	R3	4月	100,540	19.2%	
R1	5月	157,500	R3	5月	65,200	58.6%	○
R1	6月	165,760	R3	6月	183,000	-10.4%	
	合計	447,760		合計	348,740	22.1%	

○減少額の計算方法

４月（124,500－100,540）÷124,500×100＝19.2（%）小数第一位まで記入

５月（157,500－ 65,200）÷157,500×100=58.6（%）　〃

６月（165,760－183,000）÷165,760×100=-10.4（%）　〃

合計（447,760－ 348,740）÷447,760×100=22.1（%）　〃

６月は前々年より売上が増えているが、５月に前々年比で50%要件を満たし、３か月の合計も減少しているため対象となる。

■②30%要件の例

前々年同期			今期			減少率	要件
R1	4月	124,500	R3	4月	75,000	39.8%	
R1	5月	157,500	R3	5月	120,000	23.8%	
R1	6月	165,760	R3	6月	110,000	33.6%	
	合計	447,760		合計	305,000	31.9%	○

単月比較では50%以上減少している月はないが、３か月の合計が前々年比で30%要件を満たすため対象となる。

■③50%要件を満たす月があるが、対象外になる例

前々年同期			今期			減少率	要件
R1	4月	200,000	R3	4月	195,000	2.5%	
R1	5月	242,000	R3	5月	105,000	56.6%	○
R1	6月	195,000	R3	6月	350,000	-79.5%	
	合計	637,000		合計	650,000	-2.0%	

５月に50%以上減少しているが、６月の売上が増え、結果的に３か月合計が減少していないため、対象とならない。

○　白色申告者の場合の計算例

<原　則>

白色申告を行っている場合、確定申告が完了している令和１年の売上月（４月～12 月）及び令和２年の売上月（１月～12 月）については、それぞれが属する年の月平均売上額（１円未満切り捨て）を対象月の売上としてください。

確定申告期が到来していない令和３年１月～10 月の売上については、売上台帳等の任意の書類で可とします。その場合、売上台帳については商工団体の確認を要する場合があります。

■原則的な白色申告者の計算方法について

前々年同期			今期			減少率	要件
R1	4月	300,000	R3	4月	160,000	46.7%	
R1	5月	300,000	R3	5月	165,000	45.0%	
R2	6月	300,000	R3	6月	225,000	25.0%	
	合計	900,000		合計	550,000	38.9%	○

令和1年（又は令和2年）の売上については、年間売上額の平均額を各月の売上とします。

（例）令和１年　売上3,600,000÷12か月＝300,000

※　平均額に１円未満の単数が生じる場合は、切り捨ててください。

※　年度途中に創業している場合は、その年度の営業月数で平均を算出します。

令和3年の売上は売上台帳等で確認します。

<特　例>

日計表の作成など、月の売上を適切に管理（集計）しており、申請先の商工団体から申請に係る期間（比較に使用する３か月）を含む申告期全ての帳簿の確認が得られた場合には、その帳簿に基づいた売上金額を算定に用いることができます（その帳簿を売上がわかる書類として使用できます）。

（参考）

特例の対象となる資料		特例の対象とならない資料	
営業日単位等で売上を管理している。		月単位での記載のみ。	
4月1日	15,000	4月	250,000
4月2日	12,000	5月	150,000
～		6月	200,000
4月30日	10,000		
4月計	250,000		

※あくまで本支援金上の取扱いとなります。

なお、税理士を通じて帳簿を作成している場合や、商工団体の確認を事前に得ている場合は、任意の月別の売上がわかる書類を用いても構いません。

※　申告書や収支内訳書に加入団体名や税理士等の記入がある場合に限ります。

○　**新規創業者等の特例**（令和２年４月２日以降に開業した方の特例）

令和２年４月２日以降に開業した方で、**申請時点で前々年同期又は前年同期との比較ができない場合**（比較期間の３か月同月分の営業が無い等）、新規創業者の特例を用いることができます。

新規創業者の特例を用いる場合、開業から売上を比較する対象期間の直近までの期間の内の３か月を比較期間とみなし、売上減少要件の判定・支援金額の算定に用いることとします。

（単月 50%減要件で比較する際には、比較期間中の一月と対象期間中の一月との比較となります。申請額計算表の記載欄に合うように記入してください。）

※　令和２年４月２日以降の開業であっても、申請時点で前年同月と比較可能な期間を有する場合は本特例を用いることはできません。

※　令和２年４月１日までの開業の場合、前年４月～６月との３か月の期間比較が申請受付開始時点で可能ですので新規創業者等の特例は使用できません。

※　代表者死亡等の理由により、事業承継が生じている場合や、業種転換をしている場合等は、この特例には該当しません。(比較月に応じて、承継前後、業種転換前後の売上を比較してください)

※　事業承継の前後でそれぞれが支援金を申請することはできません。

※　令和３年 10 月までの間に対象期間と比較期間の計６か月を確保できない場合（令和３年５月２日以降の開業）は別途記載します（17 ページを参照）。

■令和２年４月２日開業した者の例

→令和２年５月以降の売上を前々年の同期売上とみなし、今期と比較

前々年同期（みなし期間）			今期			減少率	要件
R2	6月	150,000	R3	4月	100,000	33.3%	
R2	7月	250,000	R3	5月	150,000	40.0%	
R2	8月	200,000	R3	6月	100,000	50.0%	○
	合計	600,000		合計	350,000	41.7%	

↑比較する令和３年４月以前の期間の連続する３か月間であれば可

・　原則、創業日は、以下で判断します（商号や屋号の変更、店舗の移転等は、創業に該当しません）

法人…「履歴事項全部証明書」の会社設立の年月日

個人…「開業届」に記載されている開業日（×税務印の受領日ではありません）

※　開業届を提出していない場合は、税務署に開業届を提出してから申請してください。

※　創業日から実際の営業開始日までに期間が空いているなど、創業日で営業開始を判断できない場合には個別にお問合せ下さい。（法人概況説明書や青色申告決算書等によって、営業開始時期（売上計上時期）が客観的に判断できる場合等）

（５）その他要件

○　新型コロナウイルス感染症対策又は業種転換に取り組んでいること。

○　支援金受給後も、事業を継続する意思があること。

※　申請日時点で廃業している場合や対象店舗を閉鎖又は休業している場合等は対象にはなりません。支援金の受給後、やむをえず店舗を閉鎖する際や店舗を移転する際には支給先の商工団体へ必ず連絡してください。

○　個人事業主の場合、売上を比較する年月に応じた所得税の確定申告を行っていること
（新規創業者等で申告を１期も終えていない者は除く）

※　申告期間をまたいで比較している場合（令和１年 12 月～令和２年２月の３か月間を比較に使用等）は、令和１年及び令和２年の確定申告を行っていること。

※　市町村民税・県民税の確定申告（原則、市町村の受領印があること）を行っている場合、事業所得があり収支内訳書等（市町村民税・県民税確定申告書に記載されている収入金額や所得金額の内訳がわかる書類）が必要になります。

○　法人の場合は、決算期に応じた直近の期の法人税確定申告を行っていること。
（新規創業者等で申告を１期も終えていない者は除く）

※　確定申告を何らかの理由により免除されている事業所にあっては、当該理由が合理的であり、決算書などを適切に作成していた場合には対象となる場合があります（収益事業を行っていない場合は対象となりません）。

○　法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人でないこと。

○　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

○　宗教上の組織又は団体でないこと。

○　関係法令を遵守していること。

○　暴力団※でなく、その構成員が暴力団員※でないこと。また、暴力団及び暴力団員が経営に関与していないこと。（※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条（平成３年法律第 77 号）に規定するもの）

3　申請額（支援金の額）の算定

申請額（支援金の額）は、次の（１）～（４）によって算定します。

※　創業等で比較する期間の売上が存在しない方にあっては（5）～（6）を参照ください。

（１）売上減少額の算定

○　令和３年４月から同年 10 月の期間で、**連続する３か月（例：４月～６月）の売上の合計を前々年の同期間の売上の合計から差し引いた額**を算出します。

※　1,000 円未満の端数が発生する場合は切り捨てます。

※　白色申告者にあっては、月平均の売上を算定に用いることを原則とします。ただし９ページの白色申告者の特例に合致する場合には月別の売上を用いることができます。

※　前々年との比較の結果、売上減少額が発生しない場合には対象となりません。

※　単月で売上減少要件を満たしていた場合においては、比較に使用した一月を含む連続した３か月としてください。

【減少額算定のイメージ】

前々年同期のうち連続する３か月の売上の合計	－	対象期間のうち連続する３か月の売上の合計	＝	**売上減少額**

※対象期間（令和３年４月～同年 10 月）

（２）対象店舗・事務所の確認（店舗の定義）

○　別紙１（様式第１号関係）「申請額計算表（一般用）」には対象業種を営む店舗又は事務所の名称・住所・業種・電話番号を記入してください。

※　店舗と事務所で記載欄が異なります。記載欄を間違えないように注意してください。

○　本支援金では 13 ページに記載する店舗要件①～⑤に該当する施設を**「店舗」**と定義します。

○　「店舗」を複数営む場合には、それに応じて支援金の上限額が変動します（３（3）参照）。

※　店舗を５か所以上有する場合は、「申請額計算表（一般用）」には任意の５店舗を記入してください（申請は原則、**１事業者１回のみ**であり、**複数店舗を分けて申請することはできません**）。

○　無店舗営業の場合（ネット販売・訪問販売等）や営業・販売する場所が変わるような業態（自動車等の移動販売等による事業所等）、以下に示す店舗要件を満たしていない施設は**「事務所」**と定義します。その場合、税務署に提出した法人設立届出書や個人事業主の開業届に記載のある施設の住所を「申請額計算表（一般用）」に記入してください。

○　「事務所」については、以下のとおり取り扱います。

※　「事務所」を複数有していても１箇所（1 店舗扱い）として取り扱います。

※　１つの事業者で「店舗」と「事務所」を両方有している場合には、「店舗」数のみで上限金額を算出します。

例：飲食店２店舗と不動産事業を経営し、不動産事業では「事務所」のみ有している場合

⇒　飲食店の２店舗のみで上限額を算定します。

○　申請日時点で営業を継続していることを要件とします。

○　対象業種以外の店舗については店舗数に加算できません（対象業種であれば主たる業種以外の店舗であっても店舗数に加算します。）

【店舗の要件】

① 一般消費者の来客のある常設の施設（建物）であること。

② 自社所有の施設（建物）かどうかは問わないが、他社所有の施設にテナントとして入居している場合は、賃貸借契約を結んでいること。

③ 自宅兼店舗であっても対象となるが、看板や窓ステッカーなどで店名や屋号が明確に表示されており（玄関やポストに紙・ラベルを貼った程度のものは不可）、かつ来客のある事業専用スペースがあること。事業専用スペースかどうかの判定は店舗内観・外観の写真又は商工団体職員による訪問等により確認する。

※ 来客はあるが、外形的に店舗としての要件を満たしていない場合は、「事務所」として取り扱います。

④ 同一施設内であっても店舗の区画が独立し、会計（レジ等）が区画ごとに完結できる場合にはそれぞれを１店舗とする。

※ 区画が分かれていても会計（レジ等）を共有する場合や外形的に一体の施設として判断される場合には、それぞれ１店舗とはならない。

例：１つの施設の中で飲食店と持ち帰り・配達飲食サービス業を行っている場合、看板や出入口が別れているなど外形的に区別できない限り１店舗と扱います。

⑤ 営業時間帯において人が常駐していること。

<事務所に該当する例（店舗要件に該当しない例））>

・ 対象業種を営んでいるが、来客が無い場合（無店舗小売業等）

・ 対象業種を営んでいるが、専ら外部で事業を行っている場合（タクシー及び運転代行の事務所、運送業、訪問マッサージ業等）

→ 申告上の事務所所在地を事務所として記載し、申請してください。

・ 常設の施設を持たない業態を営んでいる場合（移動販売、週１回以上出店している露天等）

→ 申告上の事務所所在地を事務所として記載し、申請してください。

・ 常設の施設等であるが無人での営業を行っている場合（コインランドリー、コインパーキング、自動販売機による売上等）

→ その施設を管理している事務所所在地を記載し、申請してください。

※ その他、以下については本支援金上の店舗とも事務所とも扱いません。

- 店舗とは別に管理機能のみを有する事務所
- 不動産賃貸業におけるアパートや貸テナント等の不動産商品
- 社宅、休憩室、倉庫、会議室、資材置き場、作業スペース、無人の展示場・車両待機場
- 無人の販売所・委託販売のスペース（自ら販売せず、スペースに商品を陳列するもの。）
- コワーキングスペース
- 月極の駐車場
- 営業に使用する車輌

（３）申請限度額の確認

○　原則、１事業者当たりの支援金の上限額は以下のとおりとなります。

【店舗のみを有する場合】

・　１店舗当たり**上限額 30 万円**

・　複数「店舗」を有する場合、店舗数（最大５）×30 万円（**最大 150 万円**まで）

※　「店舗」の考え方については 13 ページを御確認ください。

【事務所のみを有する場合】

・　**上限額 30 万円**（複数事務所を申請しても１店舗として取り扱います）

【店舗と事務所の両方を有する場合】

・　店舗数のみで上限額を計算

（例）店舗１＋事務所１で申請しても、店舗数１で上限額を計算

○　ただし、緊急事態宣言の発出により人流の減少が見込まれることから、緊急事態宣言期間（令和３年８月～同年９月）を含む対象期間で申請額を算定する場合には、支援金の上限額は以下のとおりとなります。

・　１店舗当たり**上限額 40 万円**

・　複数「店舗」を有する場合、店舗数（最大５）×40 万円（**最大 200 万円**まで）

※　店舗及び事務所の取扱いについては上記記載と同様に考えるもの。

【例外】

他業種に比べて１店舗当たりの売上金額が多い「卸売業（産業分類 50～55）」及び「宿泊業（産業分類 75）」については以下の表のとおり従業員数に応じて上限額を設定することができます。

	従業員数	支援金の上限額	
		対象期間に緊急事態宣言期間を含まない場合	対象期間に緊急事態宣言期間を含む場合
1	０～９人	300,000 円	400,000 円
2	10～19 人	600,000 円	800,000 円
3	20～29 人	900,000 円	1,200,000 円
4	30～49 人	1,200,000 円	1,600,000 円
5	50 人以上	1,500,000 円	2,000,000 円

※　直接雇用するパート従業員も含んだ人数で算定します（申請日時点の従業員数とします）。

※　10 人以上従業員を雇用し、上限額が変動する場合には、ハローワークから取得した雇用保険の「事業所別被保険者台帳（申請時点直近で取得したものの写し、任意の書類不可）」を資料として提出頂きます（台帳に記載のある人数で上限額は決定します）。

※　「卸売業」及び「宿泊業」であっても原則の考え方での申請は可能です（併用不可）。

（４）申請額の算定

○　申請額（支援金の額）は、「（１）売上減少額」と「（３）上限額」のいずれか【低い額】となります。

■売上減少額の方が低い場合

売上減少額	235,000	円
上限額	300,000	円

→

申請額	235,000	円

■上限額の方が低い場合

売上減少額	1,450,000	円
上限額	900,000	円

→

申請額	900,000	円

例：令和１年の期間売上 200 万円、令和３年の対象期間売上 95 万円の場合

令和１年

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円				50	80	70						

期間合計：200万円

令和３年

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円				30	20	45						

期間合計：95万円

売上減少額の算定

200万円（前々年対象期間売上）－ 95万円（対象期間売上）＝ 105万円

【上限額に関して】

（ケース１）

事業者が個人事業者で、対象店舗を１店舗経営している場合

上限額は１店舗×30 万円＝**30 万円** となります。

【申請額】

売上減少額（105 万円）と上限額（30 万円）を比較

低い方 → 申請額 **30 万円** となります。

（ケース２）

事業者が個人事業者で、対象店舗を４店舗経営している場合

上限額は４店舗×30 万円＝**120 万円** となります。

【申請額】

売上減少額（105 万円）と上限額（120 万円）を比較

低い方 → 申請額 **105 万円** となります。

※　例１と同額の期間売上で対象期間に緊急事態宣言期間を含んだ場合はそれぞれ、

（ケース１）の場合は、上限額が 40 万円となり、申請額は 40 万円

（ケース２）の場合は、上限額が 160 万円となり、申請額は 105 万円　となります。

（５）新規創業者等の特例①（前年同期間の売上が存在しない場合）

○　令和２年４月２日以降に開業し、申請時点で前々年同期及び前年同期の売上が存在しない（比較期間の３か月分の営業が無い）場合、比較可能な連続する３か月の売上の合計を算定に用いることができます。

※　新規創業者等の特例に関しては 10 ページを併せて御確認ください。

※　新規創業者であっても対象期間に緊急事態宣言期間を含む場合は、上限額は 14 ページのただし書きのとおりとなります。

例１：令和２年度中に開業し、３か月の比較期間が令和３年度にもまたがる事業者の場合

令和２年　　令和３年

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円											比較期間	

↑開業

令和４年

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円			対象期間									

開業日以降の３か月（比較期間）と期間の被らない３ヶ月（対象期間）で比較を行う。

例２：令和３年度中の開業の場合

令和３年

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円		比較期間			対象期間							

↑開業

令和３年の期間同士の比較も可能であるが、３か月同士で比較するためには令和３年５月１日までに開業している必要があります。

（６）新規創業者等の特例②（今期創業で営業期間が６か月に満たない場合）

○　新規創業者の特例を活用する場合にも本支援金の申請については、比較期間（３か月）と対象期間（３か月）とで計６か月の営業実績が必要となります。

そのため、原則として、その６か月間を対象期間の令和３年 10 月までに確保できない場合には、本支援金の対象とはなりません。

ただし、以下①又は②の場合には、特例として対象とします。

※　令和３年 10 月までの間に２か月の営業実績を有しない場合は対象となりません。

※　３か月の売上同士で比較できないため、売上減少要件は単月比較で 50%以上減少している場合のみとなります。

①　令和３年 10 月までに４か月以上の営業実績を有する場合（令和３年７月１日までの開業）

比較期間（２か月）と対象期間（２か月）とで比較を行い、その減少額について上限額の中で支援金を支給します。

ただし、売上減少要件は単月比較で 50%以上減少している場合のみとなります。

令和3年

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円				比較期間		対象期間						

↑開業

例　７月～８月の期間売上 50 万円、９月～10 月の期間売上が 30 万円で７月と９月（又は８月と 10 月）で 50%以上売上が減少している場合

（支援金額）50 万円―30 万円＝20 万円

②　令和３年 10 月までに２か月以上の営業実績を有する（令和３年９月１日までの開業）

比較期間（１か月）と対象期間（１か月）とで比較を行い、その減少額について上限額の中で支援金を支給します。

ただし、売上減少要件は単月比較で 50%以上減少している場合のみとなります。

令和3年

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円						比較	対象					

↑開業

例　９月の期間売上 20 万円、10 月の売上が 10 万円で９月と 10 月で 50%以上売上が減少している場合

（支援金額）20 万円―10 万円＝10 万円

（７）本支援金の変更申請を行う場合

○　緊急事態宣言期間（令和３年８月～９月）を含まない期間で既に本支援金の支給を受けている場合、緊急事態宣言期間を含んだ対象期間で再度売上減少額を算定し、売上減少額が既に支給を受けた支援金額を上回っている場合には、**変更申請を行うことができます**。

○　その場合、緊急事態宣言期間を含む３か月で算定した売上減少額から既に支給を受けた支援金額を引いた額が追加支給額となります。

○　変更申請に当たっては当初申請時の提出書類及び商工団体からの支給決定通知をよく御確認の上、額の算定を行ってください。

【変更申請時の支給額イメージ】

変更申請額（再計算後の額）	－	当初決定額（受給済の額）	＝	**今回振込額**

※緊急事態宣言期間を含む３か月

例：当初申請時には令和３年４月から６月の売上を用いて申請していた飲食店（１店舗）の場合

令和１年

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円				50	80	70	80	90	60			

期間合計：200万円　期間合計：230万円

令和３年

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円				30	20	45	40	15	35			

期間合計：95万円　期間合計：90万円

【当初申請額】

売上減少額：（前々年期間売上）200 万円－（今期期間売上）95 万円＝105 万円

上限額：飲食店の店舗を１店舗経営 ⇒ 30 万円（30 万円×１店舗）

当初申請額：（売上減少額）＞（上限額）のため、上限額の 30 万円が当初申請額となる。

※申請内容に不備がない場合、当初申請額が当初決定額となります。

【変更申請額】※上限額については 14 ページ参照

売上減少額：（前々年期間売上）230 万円－（今期期間売上）90 万円＝140 万円

上限額：飲食店の店舗を１店舗経営 ⇒ 40 万円（40 万円×１店舗）

変更申請額：（売上減少額）＞（上限額）のため、上限額の 40 万円が変更申請額となる。

【今回振込額】

（変更申請額）40 万円－**（当初申請額**（当初決定額）**）**30 万円＝**10 万円**

※　当初申請と変更申請とで対象期間の一部が重複することも可能とします。

例：当初申請時：４月～６月を使用 ⇒ 変更申請時：６月～８月を使用

【変更申請時の注意点】

○　当初申請と変更申請において、申請先の商工団体を変えることはできません。また、当初申請時の対象店舗が当初申請を行った商工団体の管轄地域から移転した場合等も、当初申請を行った商工団体に提出してください。

○　当初申請と変更申請で店舗数や従業員数が変わっている場合は、変更申請で使用する期間のそれぞれの値を上限額の算定に用います。

○　卸売業及び宿泊業においては、当初申請と変更申請で上限額の算定方法（店舗数又は従業員数）を変更することを可能とします。

算定例①　当初申請と変更申請において店舗数に変更がなく、申請額はそれぞれ上限額となる場合

当初決定額：30 万円…店舗数 1 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

変更申請額：40 万円…店舗数 1 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

今回振込額：10 万円（変更申請額 40 万円－当初決定額 30 万円）

算定例②　当初申請と変更申請において店舗数に変更はないが、当初申請時には上限額に達せず、変更申請時では上限額となる場合

当初決定額：25 万円…店舗数 1 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達しなかったもの

変更申請額：40 万円…店舗数 1 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

今回振込額：15 万円（変更申請額 40 万円－当初決定額 25 万円）

算定例③　当初申請と変更申請において店舗数に変更があり（1 店舗→2 店舗）、申請額はそれぞれ上限額となる場合

当初決定額：30 万円…店舗数 1 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

変更申請額：80 万円…店舗数 2 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

今回振込額：50 万円（変更申請額 80 万円－当初決定額 30 万円）

算定例④　変更申請時において当初申請時から従業員数が増えたことにより、上限額の算定方法に変更がある場合（店舗数 2 店舗のまま、従業員数 19 人から 20 人に増加）。

当初決定額：60 万円…店舗数 2 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

変更申請額：120 万円…従業員数区分 20～29 人で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

今回振込額：60 万円（変更申請額 120 万円－当初決定額 60 万円）

算定例⑤　当初申請と変更申請において店舗数に変更があり（3 店舗→2 店舗）、申請額はそれぞれ上限額となる場合

当初決定額：90 万円…店舗数 3 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

変更申請額：80 万円…店舗数 2 店舗で上限額を算定し、売上減少額は上限額に達したもの

当初決定額 ＞ 変更申請額となり変更申請不可

（８）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の取扱いについて

○　本支援金と令和３年８月 30 日から同年９月 12 日の期間において営業時間の短縮要請に伴う「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、「協力金」という。）」とは同一の事業者がそれぞれの支給を受けることができますが、本支援金の対象期間に含まれる日と協力金の支給対象日を重複させることはできません。

○　そのため、盛岡市内に店舗・事務所を有する事業者については、支援金額の算定期間に令和３年８月及び９月を含んで申請する場合、協力金の受給状況について、該当する月に対応する確認兼申立書を提出する必要があります。

※　盛岡市に店舗・事務所を有していない事業者の場合は提出不要です。

【様式】「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書

協力金対象事業者用様式

「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書（８月分）

岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、「協力金」という。）の支給を受ける（又は受けようとしている）場合、「地域企業経営支援金」の対象期間として8月分の売上を含める際には協力金の対象となる日の売上を除く必要があります。営業時間短縮要請の対象となる盛岡市内にある飲食店及び喫茶店においては以下の項目を確認していただき、該当する場合は下記の項目に従って8月分の売上金額を計算してください。

step１　協力金に係る20時までの営業時間短縮の要請対象の飲食店であるか。

※対象…食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店（宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等を除く）

①　□「はい」　→　STEP2へ

②　□「いいえ」　→　終了（下段に事業者名等を記入、押印して提出してください）

step２　営業時間短縮の要請に応じ、「協力金」を受給する予定であるか。

①　□「はい」　→　STEP３へ

②　□「いいえ」　→　終了（下段に事業者名等を記入、押印して提出してください）

※　②と回答して「協力金」を受給したことが判明した場合、虚偽申請として返還を命じる場合があります。

step３　要請に応じた期間は次のうちどれか。

①　□　8/30からの場合 →　step４-①.ア または ②.ウ　いずれかで8月の売上計算

②　□　8/31からの場合 →　step４-①.イ または ②.エ　いずれかで8月の売上計算

③　□　9/１からの場合→　終了（下段に事業者名等を記入、押印して提出してください）

step４　８月の売上金額の確認（※STEP２の☑箇所に基づいて、ア～エのいずれか一つを記入）

※　協力金の支給日に該当する日の売上については、売上金額に含めることはできません。下記のいずれかの計算方法を用いて、前々期（前期）と今期の8月売上を計算してください。

記

①　日々の売上を集計する方法

8/1～8/29または8/1～8/30の1日ごとの売上を合計し、その数字を記入。

（※）1日ごとの売上がわかる日計表、集計日がわかる試算表等の添付が必要（前々年・今期ともに）。

ア	8/1～8/29の売上合計（30・31日分を除いた売上）	R1.8月		円	※R2.8でも可
		R3.8月		円	
イ	8/1～8/30の売上合計（31日分を除いた売上）	R1.8月		円	※R2.8でも可
		R3.8月		円	

②　月額を日数で按分する方法

8月の売上（トータル売上）を協力金の対象日を除いた数字で按分します。（1円未満切捨て）

（※）月の売上がわかる書類の添付が必要（前々年・今期ともに）。

ウ	R1.8売上		×	（29	÷	31）	=		円　※R2.8でも可
	R3.8売上		×	（29	÷	31）	=		円
エ	R1.8売上		×	（30	÷	31）	=		円　※R2.8でも可
	R3.8売上		×	（30	÷	31）	=		円

支援金の申請にあたり、上記のとおり申し立てます。

記入日：令和　　年　　月　　日　　事業者名

代表者職・氏名　　印

4　申請手続き

（1）手続きの流れ

①　申請

申請書類と添付書類を、**主たる店舗・事務所が所在する商工団体へ提出してください。**

②　支給額の確定・支援金の支給

商工団体において申請内容を審査し、支給対象と認められる場合には、商工団体から支給額を通知するとともに、指定された口座へ支援金を支給します。

（2）申請書類

申請様式については、申請先の商工団体のホームページに本支援金のページを用意しておりますのでそこからダウンロードしてください。

※　下記の事業ホームページにおいて商工団体のホームページのリンクを掲載しておりますので、御確認ください。

※　ホームページからのダウンロードが難しい場合は、事務局（電話番号は 26 ページに記載）までお問合せください。

【参　考】事業ホームページについて

（名称）地域企業経営支援金支給事業（令和３年度予算事業）インフォメーション

（URL）https://iwate-kigyoushien.com/

（3）申請受付期間

○　各商工団体において７月 12 日より受付を開始します。

○　**受付の終了は令和４年１月 14 日（金）となります。**　※　当日消印有効

受付期間が変更となっているため、ご注意ください。

（4）提出方法

○　**申請書は、商工団体へ、原則として郵送で提出してください。**

送付の際は、封筒のおもてに「**地域企業経営支援金支給事業　係**」と記載してください。

○　提出先住所等は、商工団体のホームページ等を御確認ください。

（5）留意事項

○　必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等を求めることがあります。

○　提出された申請書は返却いたしません**。申請内容の確認等で御連絡することもありますので、提出書類については必ず写しを取り、保管してください。**保管に当たっては、令和９年３月 31 日まで保管する必要があります。また、**申請内容については必ず御自身で把握**してください。

○　本支援金は他の補助金等との併給を可としていますが、併給する他の補助金等において禁止している場合もありますので個別に御確認ください。

【申請書類（提出書類）】

○法人の場合

1	【法人用】チェックリスト　※　個人用と間違わないよう注意／事業所名の入力忘れに注意
2	【様式第１号】申請書兼請求書 ※　代表者印を押印。法人名だけの角印は不可。代表者印がない場合は、代表者の私印でも可。
3	【別紙１（様式第１号関係）】申請額計算表（30 万円用）　又は 【別紙１（様式第３号関係）】申請額計算表（40 万円用） ※　申請額が千円未満切捨てになっていることを確認すること。 ※　対象期間に緊急事態宣言期間を含む場合は 40 万円用の申請額計算表を用いて計算すること。
4	【別紙 2】誓約書　※　☑の記載を確認すること
5	「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書 ※　盛岡市内に店舗・事務所を有し、令和３年８月又は９月を対象期間に含む場合は、対応する月分の確認兼申立書を必ず提出してください。
6	売上減少要件を満たすことがわかる書類 ●申告を終えている期の売上に係る書類 ①法人税確定申告書＋②法人概況説明書（＋③売上データ、売上台帳など） ※　②法人概況説明書の月別売上だけを用いる場合は、千円単位の額を記入してください。 ※　１円単位までの売上で計算する場合は、①、②のほか、③を添付。 ①、②は以下の通りとします。 ①法人税確定申告書 ※　電子申告日時等の記載、税務署受領印又は電子申告受信通知（受信通知添付）のあるもの。 ※　上記の記載等がない場合には、申告期に応じた「法人税・納税証明書」（３か月以内に取得したもの　写し可）を併せて提出してください。 ②法人概況説明書…①の申告期と対応する期間のもの
	●申告を終えていない期の売上に係る書類…売上台帳や売上データなど任意の売上確認書類
7	④履歴事項全部証明書　※　３か月以内に取得したもの（写し可）
8	⑤通帳の表紙及び見開き面（名義フリガナのある面）の写し　※　原則、申請法人名義のもの
9	⑥対象となる店舗の外観・内観の写真 ※　「店舗」が複数存在し、上限額が変動する場合にのみ添付すること。その場合は対象となる店舗についてそれぞれを添付すること。 ※　外観については店名や屋号が分かるように看板等も含めて撮影すること。内観については店舗要件を満たしていること（事業専用スペースか等）が確認できるように撮影すること（26 ページ参照）。
10	その他 宿泊業及び卸売業で従業員数の確認を必要とする場合「雇用保険の事業所別被保険者台帳」　など

○個人事業主（青色申告）の場合

1	【個人用】チェックリスト　※　法人用と間違わないよう注意／事業所名の入力忘れに注意
2	【様式第１号】申請書兼請求書　※　住所は自宅住所記入
3	【別紙１（様式第１号関係）】申請額計算表（30 万円用）　又は 【別紙１（様式第３号関係）】申請額計算表（40 万円用） ※　申請額が千円未満切捨てになっていることを確認すること。 ※　対象期間に緊急事態宣言期間を含む場合は 40 万円用の申請額計算表を用いて計算すること。
4	【別紙２】誓約書　※　☑の記載を確認すること
5	「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書 ※　盛岡市内に店舗・事務所を有し、令和３年８月又は９月を対象期間に含む場合は、対応する月分の確認兼申立書を必ず提出してください。
6	売上減少要件を満たすことがわかる書類 【前々年の売上について】 ＜原則＞①確定申告書＋②青色申告決算書（１～２ページ）※②2 ページ目の月別売上の数字で計算 ＜例外＞（青色申告決算書がない場合）①確定申告書＋❷月別売上表＋❸売上台帳等 ①、②については、以下の通りとします。 ①確定申告書 ※　電子申告日時等の記載、税務署受領印又は電子申告受信通知（受信通知添付）のあるもの。 ※　上記の記載等がない場合には、申告期に応じた「所得税・納税証明書」（３か月以内に取得したもの・写し可）を併せて提出してください。 ②青色申告決算書 ※　②1・2 ページ目必須。無い場合は各月の売上をまとめた❷月別売上表と❸その月の売上台帳等を提出。月別売上表については、補助金等は区分して記載すること。 【今期売上（R3.1～10 月）について】…売上台帳や売上データなど任意の売上確認書類
7	④本人確認書（運転免許証／パスポート／健康保険証　など）の写し
8	⑤通帳の表紙及び見開き面（名義フリガナのある面）の写し　　※　原則、申請者の個人名義のもの
9	⑥対象となる店舗の外観・内観の写真 ※　「店舗」が複数存在し、上限額が変動する場合にのみ添付すること。その場合は対象となる店舗についてそれぞれを添付すること。 ※　外観については店名や屋号が分かるように看板等も含めて撮影すること。内観については店舗要件を満たしていること（事業専用スペースか等）が確認できるように撮影すること（26 ページ参照）。
10	その他 宿泊業及び卸売業で従業員数の確認を必要とする場合「雇用保険の事業所別被保険者台帳」　など

○個人事業主（白色申告／市町村民税・県民税の申告）の場合

1	【個人用】チェックリスト　※　法人用と間違わないよう注意／事業所名の入力忘れに注意
2	【様式第１号】申請書兼請求書　※　住所は自宅住所記入
3	【別紙１（様式第１号関係）】申請額計算表（30 万円用）　又は 【別紙１（様式第３号関係）】申請額計算表（40 万円用） ※　申請額が千円未満切捨てになっていることを確認すること。 ※　対象期間に緊急事態宣言期間を含む場合は 40 万円用の申請額計算表を用いて計算すること。
4	【別紙２】誓約書　※　☑の記載を確認すること
5	「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書 ※　盛岡市内に店舗・事務所を有し、令和３年８月又は９月を対象期間に含む場合は、対応する月分の確認兼申立書を必ず提出してください。
6	売上減少要件を満たすことがわかる書類 【前々年（前年）の売上について】 ＜原則＞平均売上で計算する場合…①確定申告書+②収支内訳書（一式） ＜例外＞月別売上を用いる場合…①確定申告書+②収支内訳書（一式）+③日々の売上を記録した台帳等 ※　市町村民税・県民税の申告のみ行っている場合 ①当該確定申告書（市町村受領印があるもの）＋②収支内訳書＋（③日々の売上を記録した台帳） ①、②については、以下の通りとします。 ①確定申告書 ※　電子申告日時等の記載、税務署受領印又は電子申告受信通知（受信通知添付）のあるもの。 ※　上記の記載等がない場合には、申告年度に応じた「所得税・納税証明書」（３か月以内に取得したもの・写し可）を併せて提出してください。 ②収支内訳書 ※　１ページ目必須。無い場合は各月の売上をまとめた❷月別売上表を提出（31 ページ参照）。ただし、補助金等は区分して記載すること。また、❷を提出した場合でも、③日々の売上を記録した台帳等がない場合は、平均売上で計算すること。 ※　平均売上を用いる場合で、売上に補助金等が含まれており、内訳書にその区分を記載していない場合は、内訳書に補足記入するか、その内訳が分かる書類の写しを提出すること。 【今期売上（R3.1～10 月）について】…売上台帳や売上データなど任意の売上確認書類
7	④本人確認書（運転免許証／パスポート／健康保険証　など）の写し
8	⑤通帳の表紙及び見開き面（名義フリガナのある面）の写し　　※　原則、申請者の個人名義のもの
9	⑥対象となる店舗の外観・内観の写真 ※　「店舗」が複数存在し、上限額が変動する場合にのみ添付すること。その場合は対象となる店舗についてそれぞれを添付すること。 ※　外観については店名や屋号が分かるように看板等も含めて撮影すること。内観については店舗要件を満たしていること（事業専用スペースか等）が確認できるように撮影すること（26 ページ参照）。
10	その他　宿泊業及び卸売業で従業員数の確認を必要とする場合「雇用保険の事業所別被保険者台帳」など

【変更申請時の提出書類】

○法人の場合

1	【法人用】変更申請チェックリスト　※　個人用と間違わないよう注意／事業所名の入力忘れに注意
2	【様式第３号】変更申請書兼請求書 ※　代表者印を押印。法人名だけの角印は不可。代表者印がない場合は、代表者の私印でも可。
3	【別紙１（様式第３号関係）】申請額計算書（40 万円用）
4	【別紙 2】誓約書　※　☑の記載を確認すること
5	「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書
6	売上減少要件を満たすことがわかる書類
7	履歴事項全部証明書
8	通帳の表紙及び見開き面（名義フリガナのある面）の写し
9	当初申請時の申請書兼請求書（様式第１号）の写し
10	当初申請時の支給決定通知（様式第２号）の写し
11	対象となる店舗の外観・内観の写真
12	その他

※　当初申請時点から記載内容に変更がない場合、７、８、11 の提出書類については提出を省略することができます。当初申請時から変更がある場合には当該変更に関する書類を必ず添付してください。

※　各書類の詳細については 22 ページを確認してください。

○個人事業主（青色申告／白色申告／市町村民税・県民税の申告）の場合

1	（個人用）変更申請チェックリスト　※　法人用と間違わないよう注意／事業所名の入力忘れに注意
2	（様式第３号）変更申請書兼請求書　※　住所は自宅住所記入
3	【別紙１（様式第３号関係）】申請額計算書（40 万円用）
4	【別紙 2】誓約書　※　☑の記載を確認すること
5	「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書
6	売上減少要件を満たすことがわかる書類
7	本人確認書（運転免許証／パスポート／健康保険証　など）の写し
8	通帳の表紙及び見開き面（名義フリガナのある面）の写し
9	当初申請時の申請書兼請求書（様式第１号）の写し
10	当初申請時の支給決定通知（様式第２号）の写し
11	対象となる店舗の外観・内観の写真
12	その他

※　当初申請時点から記載内容に変更がない場合、７、８、11 の提出書類については提出を省略することができます。当初申請時から変更がある場合には当該変更に関する書類を必ず添付してください。

※　各書類の詳細については青色申告の場合は 23 ページ、白色申告又は市町村民税・県民税の申告の場合は 24 ページを確認してください。

【添付書類に関する注意点】

○　法人・個人共通

※　新規創業者等に該当し、まだ最初の決算期を終えていない場合は確定申告書の提出は不要です。

※　書類は【Ａ４】サイズとし、上記表の順番通りに並べて郵送してください。

※　上記表は基本となる提出書類を記載しており、場合によっては商工団体から上記以外の資料を求めることがあります。

※　新規創業者等の特例を用いる場合にあっては、開業届出等の写しを提出してください。

※　宿泊業及び卸売業において従業員数の確認を必要とする場合には、雇用保険の「事業所別被保険者台帳（申請時点直近で取得したものの写し、任意の書類不可）」を提出してください。

※　店舗の内観の写真に関しては、店舗の要件がわかるように写してください。

例：飲食店の場合…レジ周辺や客席などがわかるように撮影

※　変更申請に当たっては、当初申請時の書類（様式第１号及び様式第２号）を忘れずに添付してください。当該書類は申請後も申請者において保管することとしておりますが、万が一紛失している場合には当初申請先の商工団体に相談してください。

5　その他留意事項

（１）会計処理

会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。

本支援金は課税対象となります。

（２）支給決定の取り消し

支給要件に該当しない方が虚偽の申請など不正な手段によって支援金の支給決定を受けたことが判明したときは、支給決定を取り消し、支援金を返還していただきます。

この場合、支援金の返還を命じられ、その期限までに納付しなかった場合には、延滞金が発生します。

（３）立入検査

県及び商工団体は、予算の執行の適正を期するため必要がある場合に、申請内容について報告を求めたり、職員による立入検査を行う場合があります。

6　御相談窓口

本支援金に関しての相談窓口を以下のとおり設けております。

支援金に関するお問合せや申請内容に関する御質問については以下に御連絡ください。

地域企業経営支援金事務局（本募集要項に関する内容について）

電話番号：**019―654―2390**　（平日９：30～17：00（祝日除く））

※　おかけ間違いの無いようお願いします。

※　電話料金は相談者負担となります。あらかじめご了承ください。

（参考）　申請書類について

＜法人・個人事業主共通の注意点＞

○　提出いただく確定申告書については、以下の①～③のいずれかの記載があることが必要となります。

①　電子申告日時等が記載されているもの

②　税務署受領印があるもの

③　電子申告受信通知があるもの（受信通知を別途添付）

※　上記①～③のいずれかを満たさない場合には、申告期・申告年度に応じた「納税証明書」を添付してください。

（税務署で、納税証明書その２「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」を取得してください）

○　誓約書について

誓約書については以下の①及び②の両方を満たしていることが必要となります。

①　すべての誓約事項に☑（確認）がされていること（全ての事項を誓約していること）。

②　少なくとも１つ以上の感染症対策に☑がされていること。

☑　申請事業者は暴力団(※)でなく、またその構成員は暴力団員(※)又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
☑　店舗等における営業に際して遵守すべき各種法令に違反していません。
☑　新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっては、下記の取組みを実施しております。
☑　支援金受給後も、事業を継続する意思を有しています。
☑　申請内容の確認等のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
☑　申請に添付した資料等について、原本と相違ないことを証します。
☑　本支援金の申請にあたっては他の商工団体へは申請致しません。
☑　本支援金の申請に当たっては、地域企業経営支援金（令和３年度予算事業）募集要項を確認しており、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類も全て添付していることを誓約します。

【新型コロナウイルス感染症対策について】
☑　手洗いの徹底・マスク着用の徹底を行っています。
☑　施設の清掃・消毒を実施しています。
☐　従業員の体調管理を行っています。
☑　利用者の体調確認（検温等）を行っています。
☐　換気の徹底を行っています。
☐　飛沫感染の防止（パーテーション設置、人と人との間隔の確保等）を行っています。
☐　業態・業種転換に取り組んでいます。
☑　その他独自の取組を行っています。
（記入欄：○○○○○　　）
※　該当するもの全てに✔を入れてください。

①誓約事項
全項目について☑が必要

②感染症対策…少なくとも１つ以上の☑（対策を講じていること）が必要

○　口座名義について

見開き面のカナ名義の通り記入してください。カナ名義に代表者役職・氏名が含まれていない場合は、記入不要です。

○　カ）モリオカショウテン

×　カ）モリオカショウテン
　　ダイヒョウトリシマリヤク　モリオカタロウ

<法人の注意点>

○　確定申告書は「法人税」のものを提出してください。（×　都道府県民税、市民税、消費税など）

○　法人概況説明書２ページ目の売上金額に基づいて申請する場合は、千円単位で記入してください（切り捨て）。

1月	3,600 千円（実際 3,600,255 円）	→	3,600,000 円
2月	8,400 千円（実際 8,400,493 円）	→	8,400,000 円
3月	2,000 千円（実際 2,000,351 円）	→	2,000,000 円

実際の売上金額（千円未満を含んだ売上金額）に基づいて申請する場合は、法人税確定申告書＋法人概況説明書のほかに、その金額がわかる売上台帳・売上データ等を添付してください。

<個人事業主の注意点>

○　確定申告書は「所得税」のものを提出してください。（所得税申告をしていない場合は、「市県民税申告書」）

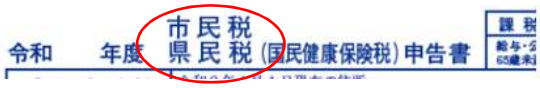

○　「白色申告者」「市県民税申告者」の売上計算について

原則、令和１年、令和２年の月売上については、平均売上高（年商÷営業月数）になります。例外として、「日々の売上を記録している台帳等がある場合」については、その台帳等の金額を用いることができます。

○　不動産収入について

不動産業（不動産賃貸業）として申請する場合を除き、売上減少額を計算する際の売上には含めないでください。

○　補助金・助成金収入について

売上（事業収入）には含めないでください。白色申告者で売上に含んで申告しており、売上の計算の際に平均売上高を用いる場合は、それらの金額を除いて計算してください。

<参考>青色申告者で「青色申告決算書」がなく、【月別売上表】を提出する場合

① 確定申告書の事業収入「営業等」の額と「月別売上表」の合計額が一致すること。

※事業収入（営業等）の中に補助金を含んでいる場合は、売上と補助金を分けること

月別売上表例

●●商店

令和2年	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	1,250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
		3,560,000

●●商店

令和2年	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
持続化給付金		1,000,000
		3,560,000

② 月別売上表の金額を売上減少の計算に用いる際は、確定申告書・月別売上表と合わせて、その月の売上台帳やデータ等を合わせて添付すること（月別売上表の数字だけをもって、売上の算定に用いることはできません）。

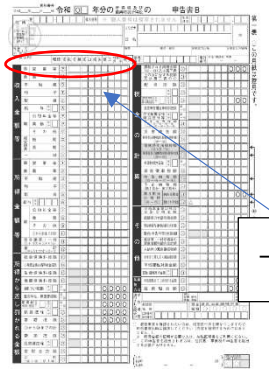

一致

●●商店

令和2年	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	1,250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
		3,560,000

一致

※月別売上表と一致する売上台帳、データ等

※確定申告書と月別売上表、月別売上表と各月の台帳等、それぞれの数字の整合性が取れること。

<参考>白色申告者で「収支内訳書」がなく、【月別売上表】を提出する場合

① 確定申告書の事業収入「営業等」の額と【月別売上表】の合計額が一致すること。

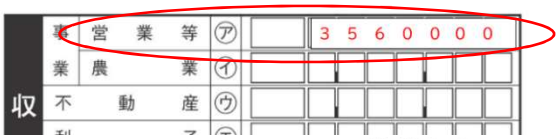

月別売上表例

令和2年		●●商店
	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	1,250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
		3,560,000

※事業収入（営業等）の中に補助金を含んでいる場合は、売上と補助金を分けること

令和2年		●●商店
	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
持続化給付金		1,000,000
		3,560,000

② R1/R2 の売上は、原則・平均売上高となります。

ただし、例外として、「日々の売上を記録している台帳等がある場合」は、その書類及び金額を用いて計算することができます。その場合、確定申告書・月別売上表と合わせて、その台帳等を提出してください（月別売上表を作成した場合でも、日々の売上を記録・整理した台帳等が無い場合は、平均売上高での計算となります）。

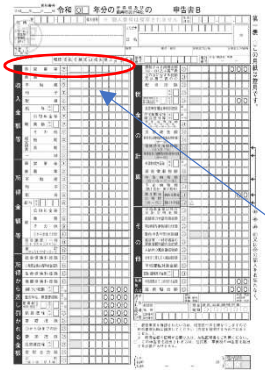

令和2年		●●商店
	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	1,250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
		3,560,000

一致

R2.11月	●●商店
1日	84,000
2日	94,200
3日	10,000
4日	0
5日	0
6日	51,300
7日	56,000
中略	
27日	56,000
28日	30,600
29日	40,000
30日	11,100
	552,000

一致

R2.12月	●●商店
1日	25,600
2日	30,000
3日	50,000
4日	10,000
5日	25,000
6日	0
7日	50,000
中略	
27日	45,000
28日	20,000
29日	0
30日	0
31日	20,000
	453,680

※確定申告書と月別売上表、月別売上表と各月の台帳等、それぞれの数字の整合性が取れること。

<参考>市町村民税・県民税のみ申告している者で、「収支内訳書」がなく、【月別売上表】を提出する場合

① 市町村民税・県民税の申告書の「営業等」の額と【月別売上表】の合計額が一致すること。

※事業収入（営業等）の中に補助金を含んでいる場合は、売上と補助金を分けること

月別売上表例

		●●商店
令和2年	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	1,250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
		3,560,000

		●●商店
令和2年	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
持続化給付金		1,000,000
		3,560,000

② R1/R2 の売上は、原則・平均売上高となります。

ただし、例外として、「日々の売上を記録している台帳等がある場合」は、その書類及び金額を用いて計算することができます。その場合、市町村民税・県民税の申告書・月別売上表と合わせて、その台帳等を提出してください（月別売上表を作成した場合でも、日々の売上を記録・整理した台帳等が無い場合は、平均売上高での計算となります）。

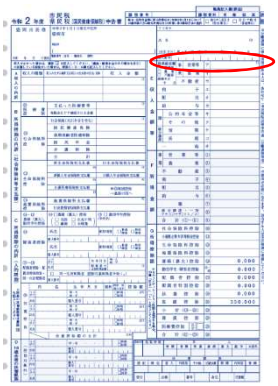

		●●商店
令和2年	1月	151,200
	2月	150,000
	3月	1,250,000
	4月	75,500
	5月	125,000
	6月	145,600
	7月	178,000
	8月	149,910
	9月	139,120
	10月	189,990
	11月	552,000
	12月	453,680
		3,560,000

R2.11月	●●商店
1日	84,000
2日	94,200
3日	10,000
4日	0
5日	0
6日	51,300
7日	56,000
中略	
27日	56,000
28日	30,600
29日	40,000
30日	11,100
	552,000

R2.12月	●●商店
1日	25,600
2日	30,000
3日	50,000
4日	10,000
5日	25,000
6日	0
7日	50,000
中略	
27日	45,000
28日	20,000
29日	0
30日	0
31日	20,000
	453,680

※ 申告書と月別売上表、月別売上表と各月の台帳等、それぞれの数字の整合性が取れること。

※ R3 年度市町村民税・県民税の申告書（R2 年度の売上に基づく）／R2 年度市町村民税・県民税の申告書（R1 年度売上に基づく）

（参考）　よくあるお問合せ（FAQ）

対象事業者について

No	問い合わせ	回答
1	主たる事業は対象外業種であるが対象業種も営んでいる場合は対象となるか。	従たる事業であっても対象業種を営んでいれば対象となります。ただし、各種許認可の確認や対象期間において継続した対象業種に関する取引実績（レジデータなど）があることを確認させていただきます。
2	NPO 法人、医療法人、社会福祉法人等で資本金も出資金も存在しない場合には、中小企業要件をどのように判断すべきか。	資本金等が存在しない場合にあっては、常時使用する従業員の数のみで判断します。
3	フリーランス（請負業など）で申告上、雑所得、給与所得で申告している場合でも対象となるか。	フリーランスの形態で事業を営まれている方については、事業所得のみを対象売上として算定します。 また、事業所得が同一企業のみとの業務委託契約等による場合は、給与所得と同等と判断されるため対象になりません。
4	複数人でワンフロアを借りて、それぞれがそこで事業を営んでいるような場合、それぞれ店舗を有すると判断して良いか。	それぞれの事業者が別々に申告を行っていれば、それぞれが申請することができます。
5	法人として飲食店を営んでいる代表者が、個人として不動産収入を得ている場合、それぞれの申請となるか。	それぞれが確定申告をしており、要件を満たす場合にはそれぞれ対象となります。ただし、代表が法人に対して店舗を貸しており（大家店子関係）、法人から代表に賃料の支払がある場合には、役員報酬の一部と考えられるため、対象となりません。
6	ひとつの店舗を二人で共同経営していて、申告は売上・仕入・経費全て 1/2 とし、それぞれ確定申告していたケースがあるがどのように扱えば良いか。	共同経営の形をとっていても、屋号としては１つである場合にはどちらかお１人のみの申請となります。
7	製造業等において、年に数回、商品の販売会を行う場合は対象となるか。	年に数回など、臨時的な開催の販売会については対象になりません。
8	同一店舗を昼 A、夜 B の別々の者が借りている場合、それぞれ店舗として申請して良いか。	それぞれが別の賃貸借契約を結んでおり、事業活動が別である場合にはそれぞれが申請できます。

（次ページに続く）

売上減少要件・減少額の確認について

No	問い合わせ	回答
1	売上の比較は店舗ごとか、事業者全体か。	事業者全体の売上で比較します。
2	売上は税抜・税込のどちらで判断するのか。	事業者の経理方式に合わせてください。 令和１年と令和２年で経理方式が変更（税抜⇔税込）となっている場合には、対象期間の経理方式で算定した売上を用いることとします。
3	申請額計算表は、連続する３か月での比較の仕様となっているが、一月の売上で比較する事業者は一月のみの売上を入力することで良いか。	支援金額の算定においては３か月の売上を比較することになるので、単月で比較する事業者においても単月比較の対象となる月を含む連続した３か月の入力が必要です。
4	比較期間では１店舗で営業していたが、対象期間においては２店舗で営業している。 １店舗分のみの対比で良いか。	本支援金においては事業者の売上全体で対比します。
5	補助金等の雑収入などを含めた額で計算しないといけないのか。	原則として、事業収入のみ（不動産賃貸業にあっては不動産収入も含む）を売上として計上し、給与所得や雑収入は算定から除外します。

申請書類等について

No	問い合わせ	回答
1	県外に本社があり、県内に複数店舗が存在する場合には事業者はどこに申請するのか。事業者の任意で決めて良いか。	店舗が所在する市町村の商工団体であれば、申請先は事業者が任意で選択できます。
2	法人からの申請の場合は、代表者印での対応となるか。	法人名だけの角印ではなく代表者印を押印してください。 代表者印を所有していない場合には、代表者の私印でも可とします。
3	確定申告を電子申告で行っている場合、収受印の取扱いについてはどうすれば良いか。	受取通知メールや納税証明書により申告の実態を確認します。
4	年度途中で法人成りしている事業者はどちらの添付書類をつければ良いか。	同一の事業者と判断されることから、創業者要件ではなく、個人事業主の時の売上（前年）を算定に用います。
5	インターネットを利用した「登記情報提供サービス」で取得した法人登記情報は、法人の添付書類である履歴事項全部証明書に代えることは可能か。	法人の本人確認（届出住所や代表者名など）が可能な情報の記載がある書類であれば、代わりの書類をもちいることができることとします。 具体的には個別にお問合せください。

（参考）　認証取得事業者支援事業について（概要）

○　趣旨

県が導入するいわて飲食店安心認証制度の認証を受けた中小企業者が営む店舗に対して岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）を支給するもの。

○　支給額

１店舗当たり 10 万円

※　複数の店舗で認証を受けた場合には、その店舗数×10 万円

○　申請要件

次のすべての要件を満たす方を対象とします。

1　県が導入する「いわて飲食店安心認証制度」の認証を受けていること
2　岩手県内に店舗を有する中小企業者であること
3　事業継続の意思があること
4　法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人でないこと
5　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
6　宗教上の組織又は団体でないこと
7　関係法令を遵守していること
8　過去にこの支援金を受給していないこと

○　申請手続き

「いわて飲食店安心認証制度」の認証を受けた店舗に対しては、認定証の送付と併せて支援金の募集要項及び申請書類を郵送しますので、内容を確認いただき、申請書類に必要事項を記載の上、事務局まで郵送してください。

※　本支援金については、地域企業経営支援金支給事業（令和３年度予算事業）とは申請先が異なりますので、商工団体（商工会議所・商工会）に申請いただくことはできません。

【認証取得事業者支援事業事務局 電話相談窓口】

電話番号：０１９－６０１－３０７７

※おかけ間違いのないようにお願いします。

※　売上減少に対応する支援金の窓口とは異なる窓口となります。売上減少に対応する支援金に関するお問合せ先は 26 ページを御覧ください。

（参考）　新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について（概要）

盛岡市全域を対象とした営業時間短縮要請にご協力頂いた飲食店等に協力金を支給します。

※　本資料は必ずしも最新の情報を記載しているわけではありません。協力金の支給に関しては、必ず申請要領を御覧ください。

※　本制度の受付は終了しました。

1　営業時間短縮要請の概要

⑴　対象地域…盛岡市全域

⑵　対象店舗…食品衛生法 52 条に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受けた店舗

(対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等)

⑶　要請期間…令和 3 年 8 月 30 日（月）～令和 3 年 9 月 12 日（日）

（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）

2　協力金の支給要件（概要）

⑴　上記の対象店舗であること（令和 3 年 8 月 29 日以前から営業していること）。

⑵　要請期間中の全ての日において、営業時間の短縮要請（営業時間は午前 5 時から午後 8 時まで）にご協力をいただいていること。

ただし、準備期間を要する場合は、遅くとも令和 3 年 9 月 1 日（水）までには開始してください。

※　通常 20 時までに営業を終了している店舗は対象外です。

※　令和 3 年 8 月 30 日以降に時短営業等を実施していることを示すチラシを、店舗外側等の見やすい場所に掲示の上、写真等で記録に残してください。

⑶　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底していること。

⑷　岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）に規定する暴力団員等ではないこと。

3　協力金の支給額

⑴　中小企業等の場合

1 日の売上（注）	約 8.3 万円以下	約 8.3 万円超～25 万円	25 万円超
協力金の支給額	2.5 万円／日	売上高の 3 割／日	7.5 万円／日

（注）前年又は前々年の売上高

⑵　大企業等の場合

1 日当たりの売上高減少額の 40%

（1 日当たり「上限 20 万円」又は「売上高×0.3」のいずれか低い額）